

4 . 特定中小企業者認定

4 - 1 . 特定中小企業者認定概要(令和2年4月現在)

1 . セーフティネット保証制度

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

この別枠の経営安定関連保証枠の申込みをするためには、中小企業信用保険法第2条第5項の各号(1号～8号)に規定する要件に該当し、事業所の所在地(法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人の場合は事業実体のある事業所の所在地)を管轄する市町村長の認定を受ける必要があります。

経営安定関連保証1号～4号、6号成立：責任共有制度対象外 経営安定関連保証7号、8号成立：責任共有制度対象
--

2 . 保証限度額

(一般保証限度額) 普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 1,250万円以内	+	(別枠保証限度額) 普通保証 2億円以内() 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 1,250万円以内
---	---	--

(ただし、6号認定(破綻金融機関関係)の場合は、3億円以内)

3 . 留意事項(全制度共通)

- ・ 認定書の発行は、申請日の翌開庁日10時以降です。
- ・ 認定書の差替え、訂正の場合は、事前に商工振興課までご連絡下さい。
(差替え、訂正の場合は、以前に発行した認定書を必ず持参してください。)
- ・ 申請書は2部提出してください。(1部：認定書、1部：福井市控え)
- ・ 本認定とは別に、金融機関及び保証協会による審査があります。
- ・ 申請受付窓口は福井市役所商工振興課です。

第1号関係（連鎖倒産防止）

<p>(対象者)</p>	<p>次のいずれかの項目に該当する者</p> <p>経済産業大臣の指定を受けた再生手続開始申立等事業者に対して50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。）返還請求権を有していること。</p> <p>(再生手続開始申立等事業者リストは中小企業庁のHPを参照) < 随時更新 > http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.htm</p> <p>申請の時点において当該再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。</p>
<p>(提出書類)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書(様式第1号) 2部 ・ 登記事項証明書の写し 1部（個人の場合は事業所所在地が確認できる資料（許認可証、確定申告書の1枚目等）） 【 に該当する場合】 ・ 当該再生手続開始申立等事業者に対する売掛金を確認できる資料 1部 裁判所届出資料、受取手形、取引先の支払通知書、売掛帳簿等、不渡り手形の写し等 【 に該当する場合】 ・ 当該再生手続開始申立等事業者に対する取引依存度が確認できる資料 1部 倒産事由発生前直近（直近とは原則として前月）6か月以上の期間の倒産業者との取引額がわかる資料及び他の業者も含めて全取引額がわかる資料（原則として決算書類）。なお、この資料により取引額が確認できない場合は、月別残高試算表又は得意先別売上帳簿の写し （注）資料が整わない場合は直近の決算の期間でも結構です。また、取引期間が6か月に満たない場合は1か月以上の期間としても結構です。
<p>(その他 注意事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定の対象となる事業者は、再生手続開始申立等事業者と直接取引を有する一次的な関連中小企業者に限ります。再生手続開始申立事業者が振り出した約束手形を裏書で入手したような二次、三次的な関連中小企業者は対象になりません。

第2号関係（取引先企業の事業活動の制限）

<p>(対象者)</p>	<p>次のいずれかの項目に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> - (イ) 経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者(以下「指定事業者」という。)と直接取引を行っていて、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上であり、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は平均販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。)が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> - (ロ) 指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。 - (ハ) 経済産業大臣の指定を受けた地域内において、1年間以上継続して事業を行っているとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。 <p>指定事業者が金融機関である場合にあっては、当該金融機関と金融取引を行っており、全金融機関からの総借入金残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割合が20%以上であること。</p>
	<p>(該当する事業活動の制限はこちらのHPを参照) < 随時更新 ></p> <p>http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_2gou.htm</p>
(提出書類)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書(様式第2号) 2部 ・ 登記事項証明書の写し 1部(個人の場合は事業所所在地が確認できる資料(許認可証、確定申告書の1枚目等)) ・ (イ)及び(ロ)の場合、申請時点における取引台帳の写し等 1部 ・ (イ)、(ロ)及び(ハ)の場合、当該事業活動の影響を受けた後の最近1か月及び前年同月の月別試算表等(月別の売上高が分かるもの) 1部 ・ (イ)、(ロ)及び(ハ)の場合、当該事業活動の影響を受けた後、今後2か月間に対応する前年同期の月別試算表等(月別の売上高が分かるもの) 1部 ・ の場合、借入れのある全金融機関に対する全借入債務の残高証明書の写し等 1部

第3号関係(突発的災害<事故等>)

(対象者)	<p>次の各項目すべてに該当する者</p> <p>経済産業大臣の指定を受けた地域において経済産業大臣の指定を受けた業種を1年間以上継続して営んでいること。</p> <p>(指定地域・業種リストはこちらのHPを参照) < 随時更新 ></p> <p>http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_3gou.htm</p> <p>経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は平均販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。</p>
(提出書類)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書(様式第3号) 2部 ・ 登記事項証明書の写し 1部(個人の場合は事業所所在地及び業種が確認できる資料(許認可証、確定申告書の1枚目等)) ・ 当該災害等の影響を受けた後の1か月及び前年同月とその後2か月間の月別試算表等(月別の売上高が分かるもの) 1部 ・ 今後2か月分の売上高等見込み 1部

第4号関係（突発的災害＜自然災害等＞）

<p>(対象者)</p>	<p>次の各項目すべてに該当する者</p> <p>経済産業大臣の指定を受けた地域において、1年間以上継続して事業を営んでいること。</p> <p>(指定地域リストはこちらのHPを参照) < 随時更新 ></p> <p>http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm</p> <p>経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は平均販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。</p>
<p>(提出書類)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(様式第4号) 2部 ・登記事項証明書の写し 1部(個人の場合は事業所所在地が確認できる資料(許認可証、確定申告書の1枚目等)) ・当該災害等の影響を受けた後の1か月及び前年同月とその後2か月間の月別試算表等(月別の売上高が分かるもの) 1部 ・今後2か月分の売上高等見込み 1部

第5号関係（業況の悪化している業種）

<p>(対象者)</p>	<p>次の(イ)(ロ)のうち、いずれかに該当する者</p> <p>(イ)</p> <p>経済産業大臣の指定を受けた業種を営んでいること。</p> <p>(指定業種は中小企業庁HP</p> <p>http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htmを参照)</p> <p>最近3か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。</p> <p style="text-align: center;">< 単一事業者、兼業者要件1 (全て指定業種の場合) ></p> <p>複数の事業を営んでいる場合は、次のいずれかの要件も満たしていること。(全て指定業種の場合を除く。)</p> <p>【主たる業種が指定業種である場合】 < 兼業者要件2 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる業種において の条件を満たしていること。 <p>【上記に該当しない場合(主たる業種以外の指定業種又は主たる業種を含む複数の指定業種を営んでいる場合等)】 < 兼業者要件3 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業全体の最近3か月間の前年同期の売上高に対する、指定業種に属する事業の売上高等の減少額等の割合が5%以上であること。
	<p>(ロ)</p> <p>経済産業大臣の指定を受けた業種を営んでいること。</p> <p>(指定業種は中小企業庁HP</p> <p>http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htmを参照)</p>

原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の最近1か月間における平均仕入単価が、前年同期の平均仕入単価に比して20%以上上昇していること。

申込時点における最新の売上原価に対する、原油等の仕入価格の割合が20%以上であること。

原油等の価格の上昇にもかかわらず、製品価格に転嫁できないため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

< 単一事業者、兼業者要件1（全て指定業種の場合） >

複数の事業を営んでいる場合は、次のいずれかの要件も満たしていること。（全て指定業種の場合を除く。）

【主たる業種が指定業種である場合】 < 兼業者要件2 >

・主たる業種において、～の条件を満たしていること。

【上記に該当しない場合（主たる業種以外の指定業種又は主たる業種を含む複数の指定業種を営んでいる場合等）】 < 兼業者要件3 >

・指定業種において、～の条件を満たしていること。

・企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合が20%以上であること。

・企業全体の最近3か月間の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

(提出書類)

(イ)

・申請書(様式第5号 - イ) 2部

・登記事項証明書の写し(発行から3ヶ月以内のもの) 1部(個人の場合は事業所所在地が確認できる資料(許認可証、確定申告書の1枚目等))

・申請書に記載した業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等(取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など) 1部

・最近3か月及び前年同期3か月分の月別の売上高(または販売数量)が確認できる資料(月別試算表等)() 1部

【() 兼業者である場合】

・申請書の表に記載する全ての指定業種における数値等が確認できる資料 1部

(ロ)

・申請書(様式第5号 - ロ (兼1・2)) 2部

兼業者要件3に該当する場合(様式第5号 - ロ (兼3))を使用してください。

・登記事項証明書の写し 1部(個人の場合は事業所所在地が確認できる資料(許認可証、確定申告書の1枚目等))

・申請書に記載した業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等(取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など) 1部

・最近1か月間及び前年同期の原油等の平均仕入れ単価が確認できる資料(領収書、納品書の写し等)() 1部

・最近3か月及び前年同期3か月の原油等の月別仕入価格及び月別の売上高が確認できる資料(領収書、納品書、月別試算表の写し等)() 1部

【() 兼業者である場合】

・申請書の表に記載する全ての指定業種における数値等が確認できる資料 1部

(その他 注意事項)	・最近3か月とは、例えば申請月が4月ならば、「1、2、3月」の比較となります。ただし、3月の数値が未集計の場合などは「12、1、2月」の数値で比較してください。
---------------	--

第6号関係（取引金融機関の破綻）

(対象者)	破綻金融機関と取引を行っている者 (破綻金融機関リストはこちらのHPを参照) < 随時更新 > http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_6gou.htm
(提出書類)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(様式第6号) 2部 ・登記事項証明書の写し 1部(個人の場合は事業所所在地が確認できる資料(許認可証、確定申告書の1枚目等)) ・破綻金融機関との取引を証明する直近の残高証明書等 1部 ・返済予定表等の借入日、完済予定日、当初借入額が確認できる書類 1部

第7号関係（金融機関の経営合理化に伴う借入減少）

(対象者)	<p>次の各項目すべてに該当する者 経済産業大臣の指定を受けた指定金融機関から借入れがあり、指定金融機関からの借入金残高が、全金融機関からの総借入金残高の10%以上あること。 (指定金融機関リストは下記の中小企業庁HPを参照) < 随時更新 > http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_7gou.htm</p> <p>指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期と比較して10%以上減少していること。</p> <p>全金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期と比較して減少していること。</p>
(提出書類)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(様式第6号) 2部 ・登記事項証明書の写し 1部(個人の場合は事業所所在地が確認できる資料(許認可証、確定申告書の1枚目等)) ・直近及び前年同期における借入れのある全金融機関に対する全借入債務の残高証明書の写し等 1部 ・法人の場合は、直近の決算書(金融機関別の全借入債務がわかる「借入金及び支払利子内訳書」を必ず添付すること。) 1部 ・個人の場合は、前年の確定申告書(写) 1部 ・金融機関が中小企業者の代理で申請手続きを行う場合は、委任状(委任状は様式第7号の次項にある書式例を参考に必ず申請者が作成すること。) 1部

(その他
注意事項)

- ・直近とは申請時点から1か月以内をいいます。
(例)平成30年5月中に申請を行う場合、原則として下記の日付の融資残高証明書が必要となります。

[直近]	平成30年4月30日
[前年]	平成29年4月30日

上記の場合の融資残高証明書は、平成30年5月中の1か月間(平成30年5月31日)までの申請に使用できます。

- ・当該認定に係る借入債務は、金融機関^(注1)からの借入れのみが対象となります(破綻金融機関^(注2)からの借入額も対象)。しかし、役員借入れや組合からの転貸資金は除きます。

<対象となるもの> 当座貸越、手形貸付、証書貸付、代理貸付(政府系金融機関からの代理貸し)等
<対象とならないもの> 手形割引(商業手形)、支払承諾(支払保証)、個人事業所等の住宅ローン、私募債等

(注1)中小企業信用保険法施行令第1条の2(平成14年当時)に規定する金融機関

銀行・株式会社商工組合中央金庫・国際協力銀行・株式会社日本政策投資銀行・株式会社日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫)・信用金庫及び信用金庫連合会・労働金庫及び労働金庫連合会・信用協同組合及び信用協同組合連合会・農業協同組合及び農業協同組合連合会・漁業協同組合及び漁業協同組合連合会・農林中央金庫・保険会社・信託会社
--

(注2)破綻金融機関からの借入れがある場合には、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定申請を行ってください。

- ・借入金残高は元金のみが対象になります。(利息は含まれません。)
- ・指定金融機関からの借入金残高は、複数の指定金融機関から借入れがある場合には、その合計額を使用してもかまいません。例えば、指定金融機関Aからの借入依存度が7%、指定金融機関Bが6%の場合、AとBを合算し13%とします。
- ・金融機関が代理申請を行う場合、借入金残高等の確認が出来ないと認められた時には事業者本人へヒアリングさせていただく場合があります。

第 8 号関係(整理回収機構に対する貸付債権の譲渡)

(対象者)	<p>次の各項目すべてに該当する者</p> <p>(株)整理回収機構又は(株)産業再生機構に、貸付債権が譲渡された者であること。</p> <p>直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。</p> <p>事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画を作成し、その実行に努めていること。</p> <p>(株)整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていること、又は(株)産業再生機構法第 22 条第 3 項に規定する支援決定を受けていること。</p>
(提出書類)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書(様式第 8 号) 2 部 ・ 登記事項証明書の写し 1 部(個人の場合は事業所所在地が確認できる資料(許認可証、確定申告書の 1 枚目等)) ・ 当該貸付債権の譲渡をした金融機関から受け取った債権譲渡通知書等の写し 1 部 ・ 直近及び前年同期における全金融機関(当該貸付債権の譲渡をした金融機関を含む。)からの総借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等の写し 1 部 ・ 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画書(様式自由)の写し 1 部 ・ 当該貸付債権の譲渡をした金融機関による譲渡時の借入れに係る約定書及び当該借入れに係る返済条件の変更がなされた(株)整理回収機構との約定書の写し又は(株)産業再生機構からの支援決定通知書の写し 1 部